

人事行政

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（変則勤務職場などを除く一般的な職場におけるもの）

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 正規の勤務時間 | 開始時刻 | 終了時刻 | 休憩時間 |
| 7時間45分 | 午前8時30分 | 午後5時15分 | 正午～午後1時 |

(2) 主な休暇の種類

| 区 分 | 付 与 日 数 |
|---------|---|
| 年次休暇 | 1年につき20日 |
| 出 産 | 出産予定日前6週目（多胎妊娠の場合にあっては、14週目）に当たる日～出産日後8週間を経過する日 |
| 妻の出産補助 | 2日以内の期間 |
| 育 児 時 間 | 1日につき2回各30分以内の時間 |
| 子 の 看 護 | 1年につき5日以内の期間 |
| 忌 引 | 親族の区分により1日～7日 |
| 父母の祭日 | 1日 |
| 結 婚 | 5日以内の期間 |
| 選挙権等行使 | 必要と認められる期間 |
| 証人等出頭 | 必要と認められる期間 |
| 骨 髄 移 植 | 必要と認められる期間 |
| ボランティア | 1年につき5日以内 |
| 住居滅失等 | 7日以内の期間 |
| 交通遮断 | 必要と認められる期間 |
| 夏季休暇 | 1年につき5日 |

(3) 育児休業等取得者数（平成23年度中に新たに育児休業、部分休業を取得した職員数）

| 区 分 | 男 性 | 女 性 | 計 |
|---------|-----|-----|----|
| 育児休業取得者 | 0人 | 1人 | 1人 |
| 部分休業取得者 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 育児短時間勤務 | 0人 | 1人 | 1人 |
| 計 | 0人 | 2人 | 2人 |

4 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況 心身の故障のため、長期の休養を要するものとして休職（病気休職）した職員 1人

(2) 職員の懲戒処分の状況

| 処 分 の 種 類 | 処分者数 | 処分の事由 |
|-----------|------|---------|
| 免 職 | 1人 | 横領 |
| 停 職 | 0人 | |
| 減 給 | 2人 | 指導監督不適正 |
| 戒 告 | 0人 | |

【免職処分の内容】

| | |
|-----------|------------|
| 所 属 部 名 | 建設部上下水道課 |
| 職 名 | 課長補佐兼係長 |
| 氏 名 | 高橋 亘 |
| 年 齢 | 53歳 |
| 処 分 内 容 | 免職 |
| 処 分 理 由 | 横領 |
| 処 分 年 月 日 | 平成23年9月16日 |

【減給処分の内容】

| 所 属 部 名 | 建設部 | 建設部上下水道課 |
|-----------|------------------|------------------|
| 職 名 | 部長 | 課長 |
| 年 齢 | 58歳 | 56歳 |
| 処 分 内 容 | 1月間給料月額100分の10減給 | 2月間給料月額100分の10減給 |
| 処 分 理 由 | 指導監督不適正 | 指導監督不適正 |
| 処 分 年 月 日 | 平成23年9月16日 | 平成23年9月16日 |

5 職員のサービスの状況

(1) サービス制度に関する研修などの実施状況

地方公務員法に定められた町職員としての義務を周知徹底するため、随時、部課長会議や通知文書で、サービス規律の徹底を図っています。

(2) 営利企業などへの従事許可の状況 報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合の許可 4件